

こ成母第 373 号  
令和 5 年 12 月 27 日

各 

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長  
( 公 印 省 略 )

### 母子健康手帳の任意記載事項様式について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

母子保健法施行規則（令和 5 年内閣府令第 71 号）様式第 3 号に規定する母子健康手帳の様式（以下「府令様式」という。）について、別紙 1 のとおり見直しを行う、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）が本年 11 月 14 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとされました。

他方、府令様式以外の任意記載事項様式（55 頁から 73 項）を別紙 2 のとおり取りまとめましたので、母子健康手帳の作成にあたり、適宜参考としていただきますようお願いいたします。

なお、令和 5 年 4 月 1 日より、電子的に提供することとされた情報については、以下のウェブサイトに掲載しております。

母子健康手帳情報支援サイト（随時、情報更新を行っています。）

[母子健康手帳情報支援サイト \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp)



については、各市町村及び特別区におかれては、ウェブサイトの URL や QR コードを母子健康手帳に積極的に記載いただくことや、QR コードを記載したリーフレットを配布するなどご対応いただき、妊婦や保護者が必要な支援に適切につながるよう、各地方公共団体等における取組等を追記し、作成をお願い申し上げます。また、各都道府県におかれては、本通知の内容について御了知の上、貴管内の市区町村に対し、必要に応じて、適切に指導・助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。

（担当）

こども家庭庁成育局 母子保健課 母子保健係

Tel:03-6862-0413

E-mail:boshihoken.kakari@cfa.go.jp